

総務省

○財務省告示第 号

経済産業省

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）  
第六条第一項の規定に基づき、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針の一部  
を次の表のように改正し、同条第五項の規定に基づき公表する。

令和 年 月 日

総務大臣 村上 誠一郎

財務大臣 加藤 勝信

経済産業大臣 武藤 容治

（傍線部分は改正部分）

改正後

改正前

第四 特定半導体生産施設整備等に関する事項

第三に規定する意義を踏まえ、基本的な方向を実現するものとして、特定半導体生産施設整備等に関する事項を定める。

一 特定半導体生産施設整備等の内容

特定半導体生産施設整備等の内容は、次の1から14までのいずれにも該当するものとする。

1～11 (略)

12 特定半導体の生産施設において適切に生産

が行われるよう人材を確保するものであること。また、次の(1)と(2)のいずれも満たすこと。

と。

(1) 原則として、半導体人材育成に取り組む

第四 特定半導体生産施設整備等に関する事項

第三に規定する意義を踏まえ、基本的な方向を実現するものとして、特定半導体生産施設整備等に関する事項を定める。

一 特定半導体生産施設整備等の内容

特定半導体生産施設整備等の内容は、次の1から13までのいずれにも該当するものとする。

1～11 (略)

12 特定半導体の生産施設において適切に生産

が行われるよう人材を確保するものであること。

産学連携組織に加入し、又は当該組織の活動に参加すること。

(2) 特定半導体生産施設整備等計画における設備投資を開始した翌事業年度から当該計画における設備投資が終了するまでの間、関係する教育機関、研究機関又は技術研究組合等と連携し、及び(1)に規定する産学連携組織の半導体人材育成に係る活動に貢献すること。

13 (略)

14 国際情勢や市況の変化等を踏まえ、必要に応じて特定半導体生産施設整備等計画を見直すことができるものであること。

13 (略)

(新設)

二 (略)

三 特定半導体生産施設整備等の促進に当たって  
配慮すべき事項

1～3 (略)

4 国は、特定半導体生産施設整備等計画の認定及び経済産業省関係特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則（令和二年経済産業省令第六十八号）第十五条第二項に規定する報告の際に、有識者等の意見も聴取した上で、その内容も踏まえて当該計画の適切性及び進捗状況を確認するものとする。

二 (略)

三 特定半導体生産施設整備等の促進に当たって  
配慮すべき事項

1～3 (略)

(新設)

## 附 則

1 この告示は、令和 年 月 日から施行する。

2 施行日前に、法第十一条第三項に規定する認定を受けた特定半導体生産施設整備等計画については、この告示による改正後の第四の三の4の規定にかかわらず、なお従前の例による。